（第三面）

（単位：百万円）

ＲＥＭ３：繰延報酬等	イ　繰延報酬等の残高	ロ　イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	ハ　割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	ニ　割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	ホ　当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員　現金報酬額					
対象役員　株式報酬額又は株式連動型報酬額					
対象役員　その他の報酬額					
対象職員等　現金報酬額					
対象職員等　株式報酬額又は株式連動型報酬額					
対象職員等　その他の報酬額					
総額					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、権利確定後又は支払後の報酬等に対する変動額も含めて記載すること。

c　ニ欄には、割り当てられた報酬等の額自体の変動のほか、原則として、株価等の指標の変動に伴う割り当てられた報酬等の時価変動の影響を含めて記載することとし、当該方法によらない場合には、採用した記載方法を注記すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件の一部改正）

第三条　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして金融庁長官が定めるものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百八条の二十六第五号に規定する金融庁長官が定めるものは、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。ただし、平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下この号において「連結自己資本規制比率告示」という。）第四条に基づき、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出している最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）については記載を要しない。	金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百八条の二十六第五号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第四条に基づき、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出している最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）については記載を要しない。 一　対象役員（最終指定親会社の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業者等（最終指定親会社の対象役員以外の役員及び従業者並びにその主要な連結子会社等（最終指定親会社の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の役員及び従業者（直近の事業年度中に退任した者を含む。）であって、最終指定親会社又はその主要な連結子会社等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者のうち、最終指定親会社及びそ